

事業計画概要書の記載事項の変更

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表された事業計画概要書の記載事項について事業計画変更届出書が提出されました。

25 佐地環第 67-1 号

平成 25 年 9 月 4 日

長野県佐久地方事務所長

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
基本 事項	①氏名又は住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県小諸市大字塩野字南ヶ原 4128 番地 3 株式会社リニューアル 代表取締役 浜野 和実	
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県小諸市大字塩野字南ヶ原4128番地3 (木くず破碎施設) 長野県北佐久郡御代田町大字塩野字南ヶ原4265、4266、4268 (堆肥化施設)	
	③廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破碎、堆肥化)	
	④処理を行う廃棄物の種類	木くず、動植物性残さ (植物性残さに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	木くずの破碎施設 576 t / 日 (72 t / h 8 時間稼働) 堆肥化施設 面積 1,180.9 m ² 容積 5,500 m ³	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
変更 事項	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	変更後	変更前
		○小諸市柏木上区 (開催日時) 第 1 回 <u>平成 25 年 9 月 8 日 (日)</u> 午後 4 時から 第 2 回 <u>平成 25 年 9 月 9 日 (月)</u> 午後 7 時から (場所) 柏木上生活改善センター 小諸市柏木 859	○小諸市柏木上区 (開催日時) 第 1 回 <u>平成 25 年 9 月 6 日 (金)</u> 午後 7 時から 第 2 回 <u>平成 25 年 9 月 7 日 (土)</u> 午後 7 時から (場所) 柏木上生活改善センター 小諸市柏木 859
		○御代田町寺沢区 1 所在地 <u>御代田町寺沢 375-392</u> 2 会場名 <u>寺沢集会所</u>	○御代田町寺沢区 1 所在地 <u>御代田町寺沢 375-402</u> 2 会場名 <u>寺沢区長宅</u>